久米島町告示第16号

　久米島町ふるさと納税「NPO法人・町民活動団体等への支援」寄附金交付要綱を次のよう

　に定める

　　平成３１年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　久米島町長　大田治雄

　　　久米島町ふるさと納税「NPO法人・町民活動団体等への支援」寄附金交付要綱

(趣旨)

第１条　この告示は、久米島町ふるさと寄附金積立基金条例(平成20年久米島町条例第８号)及び久米島町ふるさと寄附金積立基金条例施行規則(平成31年久米島町規則第5号)に基づき「NPO法人・町民活動団体等への支援」を指定して寄附をされた寄附金を、町長が町内で活動する団体等に「NPO法人・町民活動団体等への支援」寄附金(以下「支援寄附金」という。)として交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援寄附金交付対象団体の要件)

第２条　支援寄附金の交付対象となる団体は、町内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び地域自主組織(以下「NPO法人・町民活動団体等」という。)とする。

２　NPO法人・町民活動団体等からの申出により以下の要件を全て満たしていると町長が認めた場合に支援寄附金交付の対象になることができる。

(1)　団体についての要件

ア　久米島町内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。

イ　法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。

ウ　情報を広く開示していること。

エ　特定非営利活動促進法(平成10年法律第７号)第２条で規定する特定非営利活動又はその他社会貢献を行う団体であること。

オ　自己又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員などでないこと。

(2)　活動についての要件

ア　公益性の高い活動を行っていること。

(ｱ)　久米島町の施策と整合する活動を行っていること。

(ｲ)　久米島町との共働の実績を有すること。

イ　法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

ウ　活動の目的が、宗教、政治的なものではないこと。

(支援寄附金交付対象事業の要件)

第３条　支援寄附金交付対象事業は、次に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。

(1)　特定非営利活動促進法第２条で規定する特定非営利活動又

はその他社会貢献を行う事業であること。

(2)　町民の便益につながる事業であること。

(3)　構成員のみを対象とする事業でないこと。ただし、地域自主組織は、この限りでない。

(4)　宗教的、政治的活動のための経費でないこと。

(事業の申請及び審査)

第４条　支援寄附金を活用して資金調達に取り組む意思のある団体等は、原則としてあらかじめ寄附金の活用方法等について、町長に相談するとともに、久米島町ふるさと納税「NPO法人・町民活動団体等への支援」寄附金活用申請書(様式第１号)及び必要となる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項のNPO法人・町民活動団体等について、第２条及び第３条に規定する要件を満たしていると確認ができた場合に、「NPO法人・町民活動団体等への支援」対象団体決定通知書(様式第２号)により当団体等へ通知するとともに、「NPO法人・町民活動団体等への支援」による寄附を募る団体等であることを、町のホームページ等で紹介するものとする。

３　前項の規定により、「NPO法人・町民活動団体等への支援」の対象となった団体等は、団体等からの取下げの申出がない限り継続して対象団体等として取り扱うものとする。ただし、第６条に該当する場合は除く。

(寄附の受入れ等)

第５条　町長は、前条第２項の規定により決定した事業に係る寄附金の受入れは、随時行うものとする。

２　寄附金は、次に掲げる事項を記載した申込書により受付けるものとする。ただし、インターネットを利用する方法により寄附金を受け付ける場合は、この限りでない。

(1)　申込者の氏名又は団体名、住所又は所在地及び電話番号

(2)　寄附金額

(3)　町ホームページ等での寄附者の氏名の公表の有無

(4)　ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用の有無

３　町長は、寄附者からの寄附が次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附の申出を拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

(1)　公序良俗に反すると認められる場合

(2)　前号に定めるもののほか、町長が特に拒否又は返還が必要であると判断した場合

４　町長は、前項の規定により拒否又は返還をした場合は、その理由及び経過を記録しなければならない。

(支援の中止等)

第６条　支援寄附金交付対象となった団体等に法令違反、定款・規約の違反等ふさわしくない事象が発生した場合、町長は当該団体等に対し改善を求めるとともに第４条第２項の紹介を中止することができる。

２　なお、ふさわしくない事象が引き続き改善されない場合には、「NPO法人・町民活動団体等への支援」の対象としない。この場合において、当該団体等を指定して現に基金に積み立てている寄附金については、久米島町ふるさと寄附金積立基金条例施行規則第３条第１項に定める「まちづくりに関する事業」に振り替えることができる。

(寄附金受領証明書の交付)

第７条　町長は、寄附金を受領したときは、寄附者へ久米島町ふるさと納税寄附金受領証明書を交付するものとする

(お礼状及び謝礼品)

第８条　NPO法人・町民活動団体等は、寄附者に対して、謝意の表明として、お礼状を贈呈する。

２　お礼状は、寄附金の町への入金を確認した後に贈呈する。

３　NPO法人・町民活動団体等は、町外に在住の寄附者に対して、お礼の品を送ることができる。ただし、当該お礼の品の金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、寄附額の３割以内とする。

(寄附金の管理及び公表)

第９条　町長は、受領した寄附金について、台帳等に記載することにより適正に管理しなければならない。

２　町長は、寄附金の運用状況及び寄附者の氏名を公表するものとする。ただし、寄附者が公表を希望しないときは、この限りでない。

(予算措置及び交付額)

第10条　町長は、基金に積み立てた寄附金を限度に、NPO法人・町民活動団体等と交付時期及び交付金額について協議を行い、必要な予算額を計上するものとする。

２　交付する額は、各NPO法人・町民活動団体等への支援寄附金の額から、別表に規定する必要経費を控除した額とする。

(支援寄附金の交付)

第11条　第４条第２項の規定により支援寄附金の対象となった団体等が、当該支援寄附金の交付を受けようとするときは、久米島町ふるさと納税「NPO法人・町民活動団体等への支援」寄附金交付請求書(様式第３号)を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の請求書の提出がある際には、その内容等について審議し、久米島町ふるさと納税「NPO法人・町民活動団体等への支援」寄附金交付決定通知書(様式第４号)にて団体等へ通知するとともに、町のホームページ等で公表する。

(寄附金交付の条件)

第12条　寄附金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　本告示の規定に従うこと。

(2)　寄附金による支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後５年間保管すること。

(事業の変更)

第13条　NPO法人・町民活動団体等が、第４条第２項の規定により支援寄附金の交付対象事業として決定を受けた事業を変更するときには、町長に久米島町ふるさと納税「NPO法人・町民活動等の支援」寄附金活用変更申請書(様式第５号)を提出しなければならない。ただし、事業の変更が変更前の事業の達成に何ら支障がないと認められるときは、この限りでない。

２　町長は、申請に係る審査については、第４条第２項を準用する。

(支援寄附金交付の取消し)

第14条　町長は、支援寄附金の交付を受けるNPO法人・町民活動団体等が次の各号のいずれかに該当するときには、当該寄附金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)　法令、本告示、又は法令、同告示に基づく町長の処分若しくは指示に違反したとき。

(2)　不正の手段によって支援寄附金の交付を受けたとき。

(3)　支援寄附金を不正その他不適当な用途に使用したとき。

(4)　交付された寄附金のうち、活用されなかった支援寄附金があるとき。

(5)　交付の決定後に生じた事情の変更等により、支援寄附金を交付することが適当でないと判断されるとき。

２　町長、前項の規定により取り消し、又は変更した場合において、既に支援寄附金を交付しているときは、期限を付して当該寄附金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の規定により支援寄附金の返還を命じたときは、その命令に係る当該支援寄附金の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該支援寄附金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

４　第２項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない

場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセン

トの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

５　町長は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又

は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(返還金の取扱い)

第15条　前条の規定により返還された支援寄附金については、原則として久米島町ふるさと寄附金積立基金条例施行規則第３条に定める「まちづくり全般」に振り替えることができる。

(実績報告)

第16条　支援寄附金の交付を受けた団体等は、交付された支援寄附金の活用実績について、久米島町ふるさと納税「NPO法人・町民活動団体等の支援」寄附金活用実績報告書(様式第６号。以下「実績報告書」という。)を提出しなければならない。

２　実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して３月を経過した日又は支援寄附金の交付日が属する年度の翌年度の４月30日のいずれか早い期日までとする。

(状況報告及び調査)

第17条　町長は、支援寄附金の使途に関し、必要があると認めるときは、NPO法人・町民活動団体等に対して、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(寄附活用実績の公表)

第18条　支援寄附金の交付を受けた団体等は、支援寄附金の活用実績、決算状況等を広く情報発信しなければならない。

(個人情報の保護)

第19条　NPO法人・町民活動団体等は、事業を行う上で知りえた個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならず、事業期間中及び事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を漏らしてはならない。

(その他)

第20条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 必要経費 |
| 久米島町 | 寄附金の5／100に相当する額 |
| ふるさと納税業務委託業者 | 契約書に定める委託料の額 |
| クレジット決済指定代理納付者 | 契約書に定める手数料の額 |
| ふるさと納税支援サービス提供者 | 契約書に定める手数料の額 |